

山鹿市インバウンド受入環境整備促進事業補助金交付要綱

令和6年3月26日

山鹿市告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人観光客の受入環境の充実による一層の誘客促進を図るための施設等の整備に対する補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象とする者は、次条の補助対象施設等を所有し、又は運営する民間事業者（外国人観光客の受入実績又は受け入れる計画を有するものに限る。）とする。ただし、市町村税を滞納していない者に限る。

(補助対象施設等)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象とする施設等（以下「補助対象施設等」という。）は、市内の観光施設、宿泊施設及び飲食業施設並びに旅客の運送に係る事業を営む者が所有する施設及び車両等とする。ただし、公共団体が所有するものを除く。

(補助対象事業等)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額及びその限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助対象事業を実施する30日前までに、インバウンド受入環境整備促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の内訳を確認することができる書類（見積書等）
- (4) 補助対象経費の内容が確認できる書類（整備箇所、整備機器の名称等を記入した図面、整備箇所の写真等）
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 市町村の未納がない旨の証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該申請をした者に通知する。

(実績報告)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者（次条において「補助事業者」という。）は、補助対象事業の完了後30日以内又は当該交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、インバウンド受入環境整備促進事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の内訳を確認することができる書類
- (4) 補助対象経費の内容が確認できる書類（契約書の写し、整備箇所、整備機器の名称等を記入した図面等）
- (5) 補助対象事業の実施前後の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（書類の整備等）

第8条 補助事業者は、補助対象事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(この要綱の失効等)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定されたこの要綱に基づく補助金については、第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

| 区分 | 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 | 限度額 |
|-----------|--|---|-----------------|----------------|
| 観光庁補助金併用型 | 観光庁が所管する国庫補助金の交付の対象となる事業のうち第1条に規定する目的と同様の目的をもって行われるものであって、国庫補助金の交付決定を受けたもの | 観光庁が定める補助の対象となる経費から当該事業による国庫補助金の額を控除した額 | 補助対象経費の4分の3以内の額 | 補助対象施設当たり100万円 |
| 市補助金単独型 | 観光庁補助金併用型の補助対象事業以外の外国人観光客の受入環境の整備に係るハード又はソフト事業 | 左欄の事業に係る工事請負費、機器等の購入費、設備等の撤去費、委託費、翻訳料、原材料費等 | 補助対象経費の2分の1以内の額 | 補助対象施設当たり100万円 |

備考 市補助金単独型による補助対象事業については、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 既に設置されている設備等の修繕費
- (2) 設備等の維持管理費
- (3) 設備等のレンタル料又はリース料
- (4) 同一の事業に関し、本市の他の補助金の交付の対象となった経費

様式第1号（第5条関係）

インバウンド受入環境整備促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

住 所
申請者 氏 名
（署名又は記名押印）
電話番号

山鹿市インバウンド受入環境整備促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 事業の内訳

| 事業名 | 事業費 | うち補助対象 経費の額 | 補助金交付 申請額 | 備 考 |
|-----|-----|----------------|--------------|-----|
| | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | 円 | 円 | 円 | |

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の内訳を確認することができる書類（見積書等）
- (4) 補助対象経費の内容が確認できる書類（整備箇所、整備機器の名称等を記入した図面、整備箇所の写真等）
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 市町村税の未納がない旨の証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

記載上の注意

- (1) 補助金交付申請額は、1,000円未満の金額を切り捨てること。
- (2) 申請者の住所及び氏名は、法人・団体にあつては事務所所在地並びに法人・団体名及び代表者職・氏名を記載すること。

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（法人の場合は、商号）（の役員等）は、山鹿市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しません。
- 2 私（法人の場合は、商号）は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる営業を行う者（施設）及びそれに類する者（施設）に該当しません。
- 3 上記1、2及び別添申請内容に虚偽はありません。補助金の受領後に虚偽が認められた場合は、補助金の返還を行うことに異議はありません。
また、今後山鹿市による外国人観光客の受入状況等に関する調査があった場合は、協力することとします。

年 月 日

（宛先）山鹿市長

住 所

（法人・団体にあつては事務所所在地）

氏 名

（法人・団体にあつては法人・団体名及び代表者職・氏名）

様式第3号（第7条関係）

インバウンド受入環境整備促進事業実績報告書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号の交付決定に基づき
事業を実施したので、山鹿市インバウンド受入環境整備促進事業補助金交付要綱第
7条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 事業の内訳

| 事業名 | 事業費 | うち補助対象 経費の額 | 備 考 |
|-----|-----|----------------|-----|
| | 円 | 円 | |
| 計 | 円 | 円 | |

3 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の内訳を確認することができる書類
- (4) 補助対象経費の内容が確認できる書類（契約書の写し、整備箇所、整備機器の名称等を記入した図面等）
- (5) 補助対象事業の実施前後の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

記載上の注意

申請者の住所及び氏名は、法人・団体にあつては事務所所在地並びに法人・団体名及び代表者職・氏名を記載すること。